

# 災害廃棄物安全評価検討会(第14回)

平成24年8月20日(月)

10:00～12:00

全国町村会館 2階ホール

## 議事次第

1. 放射性物質汚染対処特措法に基づく廃棄物の処理について
2. その他

## 配付資料一覧

- 資料1 第14回災害廃棄物安全評価検討会 出席者名簿
- 資料2 8,000Bq/kg超のばいじんの洗浄処理技術の開発
- 資料3 各県に設置する指定廃棄物処分場選定の考え方
- 資料4 指定廃棄物の最終処分場等の構造の考え方について
- 資料5 指定廃棄物最終処分場における生活環境影響調査について
- 資料6 特定一般廃棄物及び特定産業廃棄物の要件の見直しについて
- 資料7 放射性物質汚染対処特措法施行規則第32条第2号に基づく告示等(特定一般廃棄物処理施設・特定産業廃棄物処理施設から除外されるものの要件)の改正について

- 参考資料1 災害廃棄物安全評価検討会(第13回)議事要旨
- 参考資料2 災害廃棄物安全評価検討会(第13回)議事録
- 参考資料3 指定廃棄物の指定状況
- 参考資料4 除染、廃棄物処理及び中間貯蔵施設に関する調査について

## 災害廃棄物安全評価検討会出席者名簿

(委員名簿)

○: 座長

- 井口 哲夫 名古屋大学大学院工学研究科教授
- 大垣 眞一郎 独立行政法人国立環境研究所理事長
- 大迫 政浩 独立行政法人国立環境研究所資源循環・廃棄物研究センター長
- 大塚 直 早稲田大学大学院法務研究科教授
- 酒井 伸一 京都大学環境科学センター長
- 森澤 眞輔 京都大学iPS細胞研究所特定拠点教授
- 山西 弘城 近畿大学原子力研究所准教授

(敬称略、五十音順)

(オブザーバー)

- 塩崎 正晴 経済産業省原子力安全・保安院放射性廃棄物規制課長
- 名倉 良雄 厚生労働省健康局水道課課長補佐
- 安井 侍三郎 厚生労働省労働衛生課中央労働衛生専門官
- 西迫 里恵 国土交通省水管理・国土保全局下水道部下水道企画課資源利用係長
- 齋藤 敬之 福島県生活環境部次長
- 加藤 正美 独立行政法人原子力安全基盤機構廃棄物燃料輸送安全部長
- 木村 英雄 独立行政法人日本原子力研究開発機構安全研究センター基盤機構廃棄物安全研究グループ研究主幹
- 藤吉 秀昭 財団法人日本環境衛生センター常務理事

8,000Bq/kg 超のばいじんの洗浄処理技術の開発  
～ スケールアップ化に向けたベンチテストの実施計画について ～

独立行政法人国立環境研究所  
資源循環・廃棄物研究センター

## 1. 目的

放射性セシウムに汚染されたばいじん(飛灰)は溶出性が高いため 8,000Bq/kg を超えるものは指定廃棄物に指定され、放射性物質の溶出を防止する環境大臣が定める方法により固化(セメント固化)したうえで、管理型処分場に①隔離層設置による埋立、②耐久性容器による埋立、もしくは③屋根付き処分場に埋め立てるなど、溶出防止対策を施して処分することが定められている。しかしながら、溶出防止対策を施した処分は進んでおらず、飛灰はフレコンに詰められた状態でごみ焼却施設等において保管されているのが現状である。また、今後 3 年程度を目途として、指定廃棄物が多量に発生し、保管が逼迫している都道府県において、国が最終処分場などの確保を目指す方針が示されたが、保管場所には限界があり、保管されている飛灰を処理して既設の処分場で埋立処分しなければ、ごみ処理の継続自体が困難な状況となっているほど緊急を要する自治体も多い。

そこで、水への溶出性の高い飛灰について予め洗浄処理により飛灰中の放射性物質を 8,000Bq/kg よりも十分に低い濃度レベルまで洗い流し、埋立処分後に水に接触した場合の溶出性を低減することで、通常管理型埋立に近い簡易な方法で処分することを可能とする対策技術の確立を図る。

## 2. 飛灰洗浄処理技術の概要

飛灰洗浄処理技術においては、下記のプロセスを通じて飛灰中の放射性物質を 8,000Bq/kg よりも十分に低い濃度レベルまで低減し、通常管理型埋立に近い処分を可能とするとともに、放射性セシウムを含む保管すべき廃棄物量を 1/10 以下に減量化する。

### ①飛灰洗浄

飛灰中の放射性セシウムを水に溶出させ、洗浄済み飛灰と放射性セシウムを含む洗浄排水とに分離する。

### ②セシウム除去

放射性セシウムを含む洗浄排水から選択性の高い吸着剤等により放射性セシ

ウムを除去する。

### ③二次廃棄物の安全な保管

洗浄排水からの放射性セシウム除去に伴い、放射性セシウムが濃縮された二次廃棄物を国による処分が実施されるまで安全に保管する。

## 3. ベンチテストの実施計画

### 3.1. 目的

重金属や塩類除去・回収のための従来技術である飛灰洗浄技術をベースとした飛灰からのセシウム溶出（洗浄）、および紺青（プルシアンブルー）等の吸着剤を用いた放射性セシウム除去に関する基礎研究を実施した。その結果、効率的な洗浄条件や吸着除去の方法が明らかとなった。これらの知見を基に実規模の施設にスケールアップする上では、放射性セシウムに焦点を当てたシステム最適化と放射線防護の観点での実証試験が必要となる。

そこで、飛灰洗浄技術のベンチテストを実施し、飛灰洗浄処理技術の最適な運転条件とシステム構成を確立し、スケールアップ施設の設計基盤とする。なお、本試験は環境省委託業務の一環として行うものである。

### 3.2. ベンチテスト装置概要

ベンチテストでは、洗浄排水からの放射性セシウム除去に吸着剤を用いた方法を採用する。また最終処理水の放流が困難なケースを想定し、RO膜を導入したシステム構成で試験を実施する。その際、洗浄排水をRO膜処理で水回収して再利用しその濃縮水を吸着処理する場合（RO処理→吸着処理）と洗浄排水を直接吸着処理する場合（吸着処理→RO処理）のテストを行う（図1、2参照、吸着処理能力の関係から処理規模が異なる）。

ベンチテストにおける飛灰処理量は150kg/日程度（RO処理→吸着処理のケース）とし、運転時間は24時間/日、5日/週とする。なお、各物質の数量は最大値である。

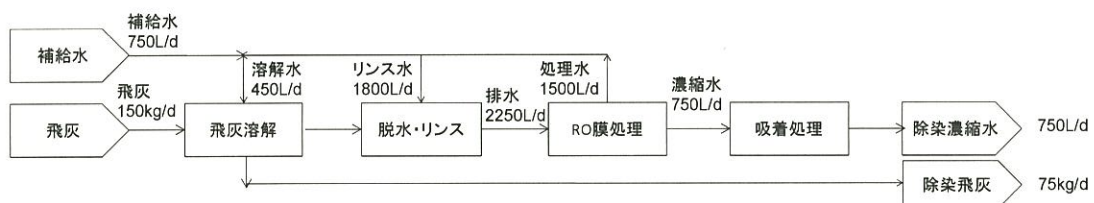


図1 テスト装置ブロックフロー（RO処理→吸着処理）



図2 テスト装置ブロックフロー（吸着処理→RO処理）

### 3.2.1. 飛灰溶解装置

- ①フロー： 飛灰受入→飛灰溶解（溶解→静置）→脱水・リンス
- ②処理能力： 150kg/d
- ③洗浄水量： 2,250L/d（液固比最大 15）

### 3.2.2. RO膜処理装置

- ①フロー： 洗浄排水（吸着処理水）→フィルター（マイクロンフィルター）→1stRO膜（DT-RO）→2ndRO膜→処理水（飛灰洗浄水として再利用）
- ②処理能力： 1,500L/d（処理水量）

### 3.2.3. 吸着装置

- ①フロー： RO膜濃縮水（洗浄排水）→吸着処理→処理水
- ②処理能力： 1,125L/d（吸着処理を先に行う場合）

### 3.2.4. 蒸発固化装置

蒸発固化試験は別途実験を行うこととし、現地の装置とは連動しない。

### 3.2.5. 安全設備

飛灰の受入・破砕時に灰の微粒子が発生する可能性があるため、飛灰受入・溶解設備を建屋で覆って排気をバグフィルターでろ過することにより灰微粒子の拡散を防止する。

高濃度の放射性セシウムを含む洗浄排水や水処理設備からの漏水を防止するため、各機器は防液堤内に設置する。

放射性セシウムが濃縮される吸着設備と破過した吸着塔を保管する吸着保管設備は厳重に遮蔽を行う。

一連の設備は電離則等関連法規に従って設計・遮蔽を行い、作業者は適切な

防護服・マスクを着用し、テントからの灰の持ち出し・内部被ばくを防止するとともに、適切な被ばく線量管理を行う。

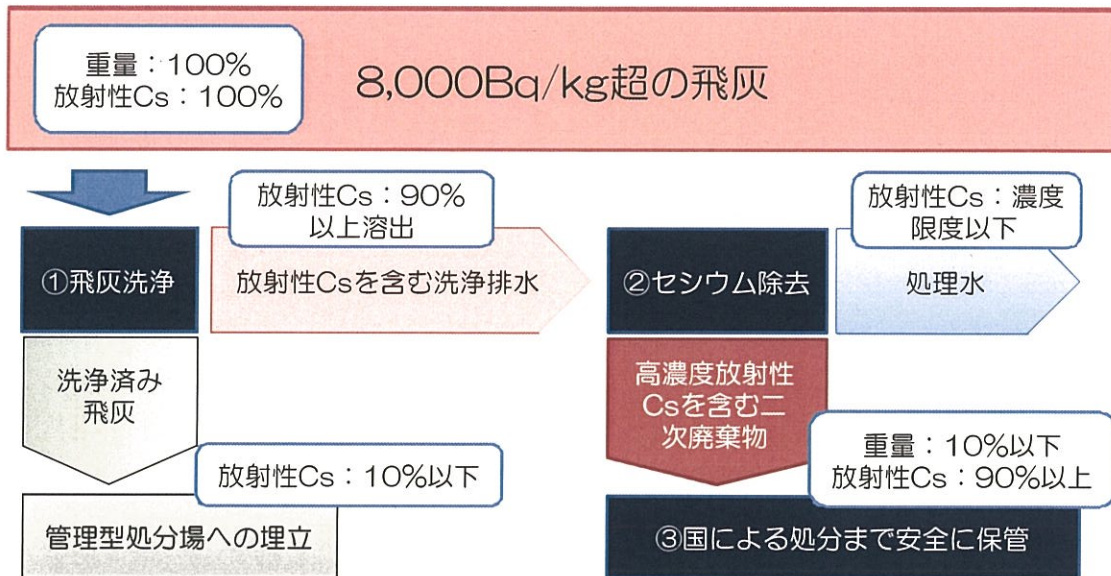
### 3.3. スケジュール

ベンチテスト装置は、9月中旬までに製作・現地設置し、9月中旬から1月中旬までの4ヶ月で必要なデータを取得する。10月中旬までに飛灰洗浄条件の最適化および吸着材による放射性セシウム除去性能の確認を行う。また2月末までに最終報告を行う。

実施項目	9月	10月	11月	12月	1月	2月
テスト装置の製作・設置	→					
飛灰洗浄条件の最適化	→	→				
RO膜処理水の再利用可能性の確認	→	→	→			
吸着材による放射性Cs除去性能の確認	→	→	→			
放射性Cs除去後の排水への蒸発固化法の適用可能性の確認		○		○	○	
放射性Cs除去後の排水の処分方法の可能性の確認			→	→	→	
セメント固化方法との比較					→	→
報告		中間○				最終○

## (参考1) 飛灰洗浄処理における放射性セシウムの収支イメージ

8,000Bq/kg超の保管すべき廃棄物を1/10以下に減量させる。



※飛灰は塩類を高濃度を含んでおり、洗浄工程において塩類が洗浄排水中に溶出することにより埋立量が減少する。溶出した塩類については必要に応じて脱塩を行う。

## (参考2) 飛灰洗浄効果と二次廃棄物発生量の試算例

ベンチテスト実施場所における処理対象飛灰の洗浄効果の試算

	飛灰量 (t)	飛灰中のCs濃度 (Bq/kg)
洗浄前	818 (保管量)	18,672 (平均)
洗浄後	573 (埋立量)	2,666 (平均)

飛灰からのCs溶出率を90%、塩類の溶脱率を30%として試算

飛灰洗浄処理に伴って発生する放射性セシウムが濃縮された二次廃棄物の試算

減量率 (二次廃棄物/処理前飛灰) ※	二次廃棄物の発生量 (t)	二次廃棄物中のCs濃度 (Bq/kg)
10%	82	約 $1.64 \times 10^5$
1%	8.2	約 $1.64 \times 10^6$
0.1%	0.82	約 $1.64 \times 10^7$

飛灰からのCs溶出率90%、洗浄排水からのCs除去率100%として試算

※二次廃棄物の保管においては、別途、鉄板、鉛、コンクリート等の遮蔽が必要である。

## 各県に設置する指定廃棄物処分場選定の考え方

平成 24 年 8 月 20 日  
環境省指定廃棄物対策チーム

## 1. 指定廃棄物の今後の処理の方針について

放射性物質汚染対処特措法（以下、「特措法」という。）に基づき、事故由来放射性セシウムによる汚染状態が 8,000Bq/kg を超える廃棄物は指定廃棄物として環境大臣が指定を行い、これらは国の責任において処理することとなっている。

特措法に基づく基本方針に示すとおり、指定廃棄物の処理は当該指定廃棄物が排出された都道府県内で行い、既存の廃棄物処理施設の活用を最優先とすることとしており、その方針に基づき関係地方公共団体と協議を進めてきたところである。これらの協議を踏まえ、国が必要な最終処分場等を確保することを目指す「指定廃棄物の今後の処理の方針」を平成 24 年 3 月 30 日に公表した。概要は以下のとおり。

- 国は、既存の廃棄物処理施設の活用について引き続き検討を行いつつ、今後 3 年程度（平成 26 年度末）を目途として、指定廃棄物が多量に発生し、保管がひっ迫している都道府県において、必要な最終処分場など（福島県において、10 万 Bq/kg 超の指定廃棄物は中間貯蔵施設）を確保することを目指す。
- 指定廃棄物の最終処分場を新たに建設する必要がある場合には、都道府県内に集約して設置し、その設置場所は、必要な規模や斜度を確保し、土地利用の法令上の制約がなく、最終処分場建設に適している候補地を、国有地の活用も含め、都道府県毎に複数抽出。その後、複数の候補地の中から、現地踏査などにより立地特性を把握した上で、国が立地場所を決定。
- 国は、最終処分場が設置されるまでの間、当面、焼却などの中間処理を行い、保管の負担を軽減。農林業系副産物（稲わら、牧草など）は、既存の焼却施設で焼却できない場合、仮設焼却炉等を設置。
- 指定廃棄物の処理の流れ、最終処分場のイメージ図と必要規模、現時点の最終処分場の確保に係わる工程表は別添 1～3 に示すとおり。

この方針に基づき、横光環境副大臣が関係各県知事に対し、最終処分場の確保に関する以下の 3 点について協力要請を行っている。（8 月 20 日現在、宮城県、群馬県、栃木県、茨城県、千葉県知事への協力要請を行った。）

- (1) 立地候補場所の必要な資料提供、現地調査への協力
- (2) 立地候補場所の選定のための知見の提供
- (3) 選定候補場所の地元市町村への説明への協力

その後、各県から提供いただいた資料も踏まえ、各県において国有地の活用による指定廃棄物の最終処分場の立地場所の選定作業を進めている。



## 2. 指定廃棄物最終処分場候補地の選定の考え方

各県における指定廃棄物の最終処分場の候補地選定の選定方針及び選定手順は以下のとおり。(選定フロー：別添4)

### (1) 選定方針

対象各県全域を対象とし、以下①～④の手順に基づくスクリーニングを実施し、候補地を選定する。

- ① 必要規模や地形勾配を考慮した国有地を抽出
- ② 法令面の制約のない国有地を抽出(1次スクリーニング)
- ③ 最終処分場の適地として望ましくない地域、自然的条件、社会的条件等を確認し、各県で複数の候補地を抽出(2次スクリーニング)
- ④ 複数の候補地に対して現地踏査等を行い、最終的な候補地を選定。

### (2) 具体的な選定手順

- ① 必要規模や地形勾配を考慮した国有地を抽出

指定廃棄物の発生量の推計に基づく最終処分場(中間処理施設等附帯設備を含む)の必要規模や、地形勾配を考慮した国有地を抽出する。

- ② 1次スクリーニング

自然公園等特別地域、地すべり危険区域など、土地利用に関する法令面の制約のない国有地を抽出する。

#### 除外する地域

自然公園特別地域、自然公園特別保護区、自然環境保全地域特別地区、鳥獣保護区特別保護地区、地すべり危険区域、砂防指定地、急傾斜崩壊危険区域、土石流危険区域、土石流危険溪流、雪崩危険箇所

- ③ 2次スクリーニング

2次スクリーニングでは段階的にスクリーニングを行い、候補地を抽出する。

- 1) 2. 1次スクリーニング

地すべり地形箇所、洪水浸水区域など、最終処分場の適地として望ましくない地域を除外する。

#### 除外する地域等

地すべり地形箇所、洪水浸水区域、津波浸水区域(沿岸部国有林の場合のみ)、活断層・推定活断層近接地域、湿地・沼地、史跡・名勝・天然記念物所在地、生物生息保護区、保護林

- 2) 2. 2次スクリーニング

法令面の地域指定条件、最終処分場の適地としての自然的条件(希少動植物

の生息等、地形、地質状況)、社会的条件(水道水源への影響、公共施設への影響、既存集落への影響、農業への影響等)を確認し、総合的に複数の候補地を抽出する(詳細は別添5)。

補足情報による確認事項

(a) 地域指定条件

自然公園地域、自然環境保全地域、鳥獣保護区、保安林

(b) 自然的条件

希少動植物の生息等、地形・地質状況

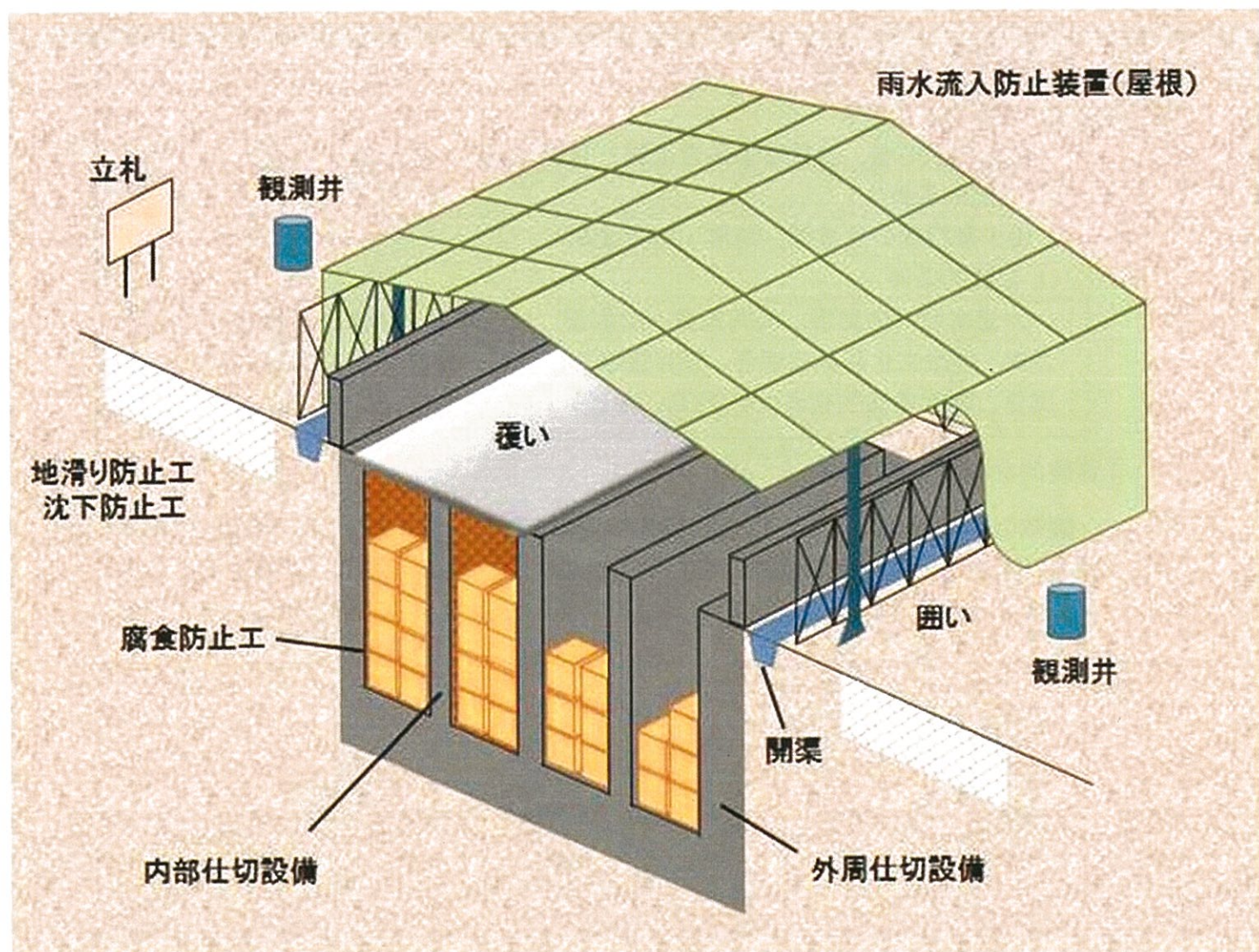
(c) 社会的条件

水道水源への影響、公共施設への影響、既存集落への影響、農業への影響、遺跡・埋蔵文化財等の保全、既存道路及び林道へのアクセス性、国有林の権利関係、指定廃棄物相当(8,000Bq/kg超)の廃棄物を排出(保管)する市町村

④最終的な候補地の選定

複数の候補地に対して、現地踏査等の調査を行う。現地踏査は、別添6に示す項目に着目し、指定廃棄物の最終処分場としての立地の可能性を評価することを目的とする。その後、最終的な候補地を選定した上で、県に提示する。

# 最終処分場(遮断型構造の場合)のイメージ図



## 各処分場における必要規模

各処分場における必要規模については、現時点で見込まれる処分量に余裕分を見込んだ規模を想定した上で、各設備の配置に必要となる面積を試算している。各県によって廃棄物の種類や量によって、埋立地や仮設焼却炉などの設備の規模が変動するため処分場の必要面積は異なるが、概ね 1～4ha 程度と試算されている。

なお、主要設備としては、指定廃棄物埋立地、仮設焼却炉※、仮設焼却対象物の仮置き（搬入調整）場所、管理用設備（管理棟、外周道路等）、防災調整池が挙げられる。（※8,000Bq/kg を超過する可燃性の指定廃棄物等を対象）

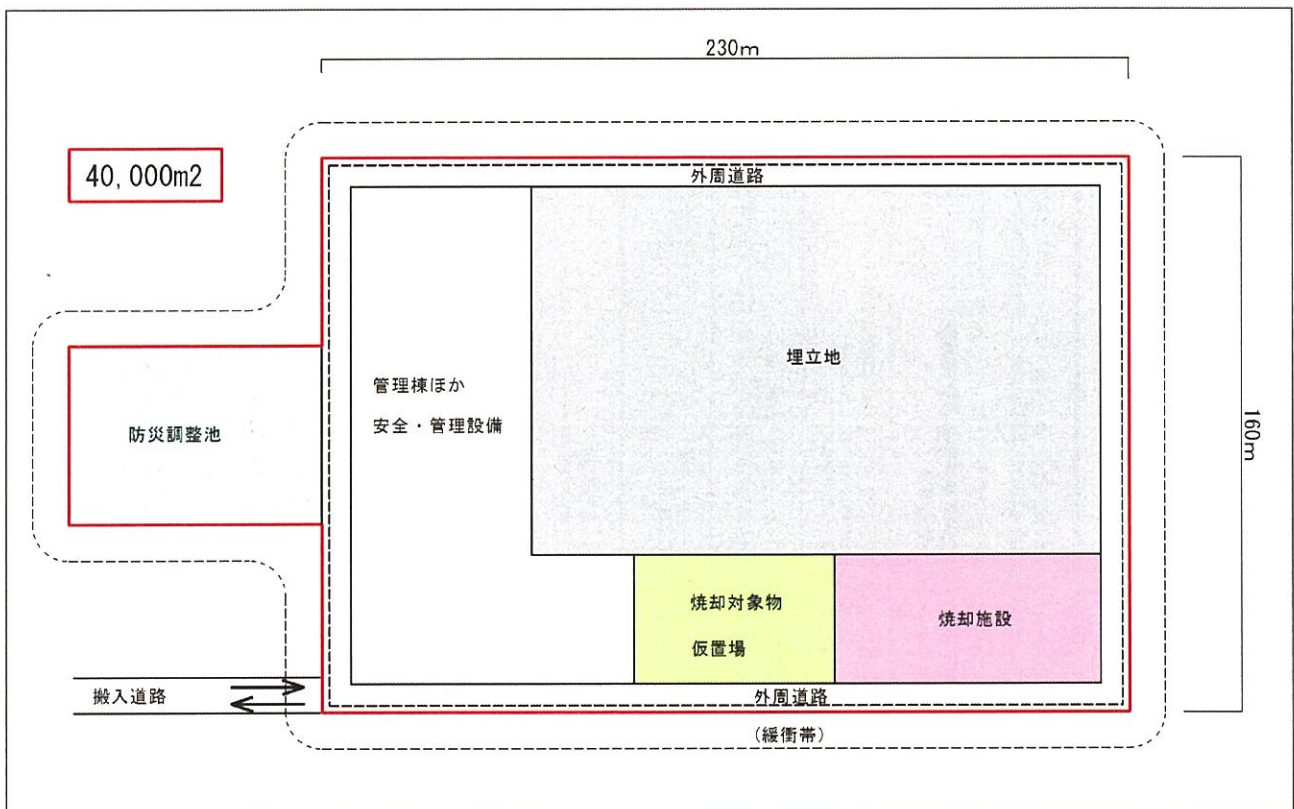


図 最終処分場の配置計画イメージ図（4ha の処分場の場合）

指定廃棄物の最終処分場の確保に係る工程表

項目		内容	24年度				25年度				26年度以降			
			4-6	7-9	10-12	1-3	4-6	7-9	10-12	1-3	4-6	7-9	10-12	1-3
既存の最終処分場の活用の検討														
最終処分場を整備する際の検討項目	基本構想検討	●廃棄物・土壌の種類・性状・量、放射性物質の濃度等の調査 ●概略の施設構造・規模・工事費等の算定、候補地の検討(複数案)	基本構想検討											
	最終処分場の場所選定	●現地踏査等により立地可能性の詳細調査 ●最終処分場の場所選定	場所選定											
	基本設計・実施設計	●最終処分場の施設構造・規模・工事費等の概略算定 ※基本設計(各種予備協議ができる概略のもの)、 実施設計(工事発注・用地買収ができるレベル)	基本設計	地盤調査 造成設計	建築物 実施設計									
	環境影響調査・放射性物質の環境への影響調査	●環境影響項目に関する調査、評価、対策の検討等 ●放射性物質の環境への影響の調査、評価、対策の検討等	環境影響調査 など											
	最終処分場の住民説明	●周辺住民への説明	住民説明											
	用地の所管換	●所管換のための用地測量 ●最終処分場の用地の所管換	測量	用地 取得										
	仮設道路 造成工事	●工事用道路、仮設工事等の実施 ●造成工事の実施			造成工事									
	最終処分場の本体工事	●最終処分場の本体工事の実施			順次施設建設工事									
	中間処理施設・ 附帯施設の本体工事	●中間処理施設・附帯施設の本体工事の実施			順次施設建設工事									
廃棄物等の搬入	●廃棄物等の搬入			仮置き開始	完成工区から順次搬入									

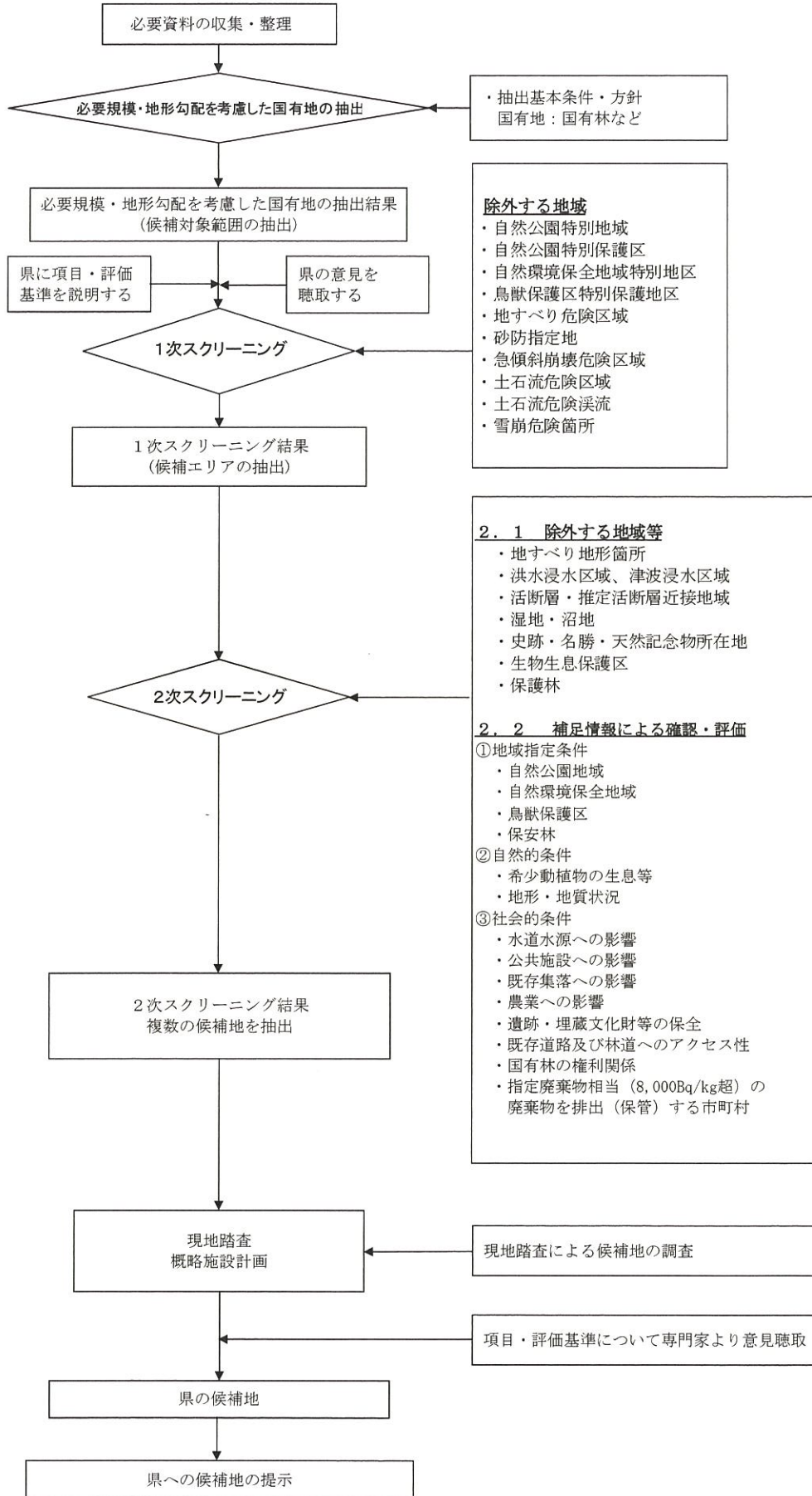
※1:環境影響評価条例の対象となる場合、方法書・準備書・影響評価及び各公告縦覧の期間に約3年の期間が必要になる。

※2:法令に基づき土地利用に制限がある場合、各種手続きに時間がかかる可能性がある。

※3:民有地を取得する場合は、上図に示す期間から時間がかかる可能性がある。

※4:造成工事は仮設道路工事・道路工事等、分割発注により速やかに開始していくこととする。

指定廃棄物の最終処分場候補地選定フロー



## 2. 2次スクリーニング（補足情報による確認・評価）

## 1) 評価項目及び評価基準

## O2.2 2次スクリーニングによる評価基準

地域指定条件、自然的条件、社会的条件の3つの条件から抽出された候補地を評価する。

評価は各基準による候補地の適合性について3段階で評価するものとする。

評価ランクの得点（評価ランク1＝2点、評価ランク2＝1点、評価ランク3＝0点）×係数を各項目の評価点とする。

## ①地域指定条件

除外対象としなかった地域指定について評価する。

評価項目	評価基準	評価ランク1 (適合性が高い：2点)	評価ランク2 (適合性があり：1点)	評価ランク3 (適合性が低い：0点)	係数	備考
自然公園地域	普通地域該当の有無	該当なし		普通地域に該当する	×1	特別地域、特別保護区は1次スクリーニングで除外する
自然環境保全地域	普通地区該当の有無	該当なし		普通地区に該当する	×1	特別地区は1次スクリーニングで除外する
鳥獣保護区	鳥獣保護区に該当する	該当なし		鳥獣保護区に該当する	×1	特別保護地区は1次スクリーニングで除外する
保安林	指定の有無	指定なし	保安林に指定されている		×1	

②自然的条件

評価項目	評価基準	評価ランク 1 (適合性が高い：2点)	評価ランク 2 (適合性があり：1点)	評価ランク 3 (適合性が低い：0点)	係数	備考
希少動植物※ <sup>1</sup> の生息等	希少動植物等の存在がある、記録がある(植生自然度区分基準の9、10※ <sup>2</sup> に該当)	該当なし	存在地もしくは記録がある区域から500m以内に位置する	存在地もしくは記録がある区域を含む	×1	既存の各県の廃棄物処理場立地に関する指針・指導要綱等から、最も広い500mを指標として評価する
地形・地質状況	地質	地質の軟弱性	岩や軟岩や砂礫地盤からなり、軟弱な地質でない	沖積低地に分布する未固結の砂や泥等、軟弱な地質である	×1	資料は「50万分の1土地分類基本調査の表層地質図」を使用する 評価ランク3の場合、圧密沈下や液状化が課題となるので、次段階での現地確認や既存ボーリングから類推を行う
	河川※ <sup>3</sup>	河川までの距離	河川中心線から55m以上離れている	河川中心線から30m以上55m未満離れている	×1	既存の廃棄物処分場立地に関する指針・指導要綱から、50mを採用 山間部に位置する河川水域の幅を10m未満と想定し、中心線から5mをプラスし55mとする30mは50mの半分の25mに5mをプラスした値
	崖地	崖地までの距離	崖地から50mより離れている		崖地から50m以下である	×1

※1 近年絶滅の危機に瀕しており、レッドデータブック等に記載されている種等を指す

※2 植生自然度区分基準9：自然林、植生自然度区分基準10：自然草地(出典：第1回自然環境保全基礎調査〔環境庁〕)

※3 国土地理院の数値地図情報で河川として記載されてある河川を示す



③社会的条件

③－1 周辺土地利用等への影響の配慮

評価項目	評価基準	評価ランク 1 (適合性が高い：2点)	評価ランク 2 (適合性があり：1点)	評価ランク 3 (適合性が低い：0点)	係数	備考
水道水源への影響	水道水源までの距離	水道水源から 1 kmを超えて離れている	水道水源から 1 km以内に位置する	水道水源から 500m以内に位置する	× 2	既存の各県の廃棄物処分場立地に関する指針・指導要綱等から、最も広い 500mと、その倍の 1 km を指標として評価する
公共施設への影響	学校・福祉施設等の公共施設からの距離	公共施設から 1 kmを超えて離れている	公共施設から 1 km以内に位置する	公共施設から 500m以内に位置する	× 2	同上
既存集落への影響	既存集落からの距離	既存集落から 1 kmを超えて離れている	既存集落から 1 km以内に位置する	既存集落から 500m以内に位置する	× 2	同上
農業への影響	農用地区域までの距離	農用地区域から 1 kmを超えて離れている	農用地区域から 1 km以内に位置する	農用地区域から 500m以内に位置する	× 2	同上

③－2 歴史的資源等の保存

評価項目	評価基準	評価ランク 1 (適合性が高い：2点)	評価ランク 2 (適合性があり：1点)	評価ランク 3 (適合性が低い：0点)	係数	備考
遺跡・埋蔵文化財等の保全	遺跡・埋蔵文化財等の有無	遺跡・埋蔵文化財等が存在しない		遺跡・埋蔵文化財等が存在する	× 1	

③- 3 アクセス性及び用地の種別

評価項目	評価基準	評価ランク 1 (適合性が高い：2点)	評価ランク 2 (適合性があり：1点)	評価ランク 3 (適合性が低い：0点)	係数	備考
既存道路及び林道へのアクセス性	既存道路及び林道までの距離	道路が面している	1 km以内に位置する	1 kmを超えて2 km以内に位置する	× 1	既存道路及び林道から2 km以内を抽出
国有林の権利関係	分収林の有無	分収林がない もしくは、分収林に指定されている範囲はあるが、必要面積を指定範囲外で確保できる	/	分収林に指定され、必要面積を確保できない	× 1	

③- 4 指定廃棄物相当の排出の有無

評価項目	評価基準	評価ランク 1 (適合性が高い：2点)	評価ランク 2 (適合性があり：1点)	評価ランク 3 (適合性が低い：0点)	係数	備考
指定廃棄物相当(8,000Bq/kg超)の廃棄物を排出(保管)する市町村	指定廃棄物相当の廃棄物の有無	指定廃棄物相当の廃棄物の排出(保管)あり	/	指定廃棄物相当の廃棄物の排出(保管)なし	× 2	

2) 評価に用いる主な根拠資料

分類	評価項目	評価基準	評価に用いる根拠資料	
地域指定条件	自然公園地域	普通地域該当の有無	国土交通省 国土数値情報	
	自然環境保全地域	普通地区該当の有無		
	鳥獣保護区	鳥獣保護区に該当する		
	保安林	指定の有無	林野庁GISデータ	
自然的条件	希少動植物の生息等	希少動植物等の存在がある、記録がある（植生自然度区分基準の9、10に該当）	環境省 自然環境情報GIS提供システム（現存植生図のうち自然度が高い植生、巨樹・巨木、特定植物群落）	
	地形・地質	地質	地質の軟弱性	国土交通省 1/50万土地分類基本調査の表層地質図
		河川	河川までの距離	国土交通省 国土数値情報
		崖地	崖地までの距離	国土地理院 1/50000地形図
社会的条件	水道水源への影響	下流側に位置する水道水源までの距離	厚生労働省 上下水道位置図	
	公共施設への影響	学校・福祉施設等の公共施設からの距離	国土交通省 国土数値情報	
	既存集落への影響	既存集落からの距離	基盤地図情報25000 直近の建築物の外周線からの距離	
	農業への影響	農用地区域までの距離	国土交通省 国土数値情報	
	遺跡・埋蔵文化財等の保全	遺跡・埋蔵文化財等の有無	文化庁 国指定文化財等データベース 県遺跡地図	
	既存道路及び林道へのアクセス性	既存道路及び林道までの距離	国土地理院 数値地図25000空間データ基盤 林野庁GISデータ	
	国有林の権利関係	分収林の有無	林野庁GISデータ	
	指定廃棄物相当（8,000Bq/kg超）の廃棄物を排出（保管）する市町村	指定廃棄物相当の廃棄物の有無	環境省資料 県資料	

## 現地踏査の項目

項 目		目的	手 法
自然的条件	地形	・地形要素の確認	・崖地や崩壊地の有無と規模を確認する
	地質	・地質構成の確認	・露頭から地質構成(特に軟弱層)を確認する
	地下水	・地下水分布の推定	・露頭や崖、凹地での湿潤状況や湧水を確認する
	動植物	・希少動植物の現地確認	・県から得た情報により、希少動植物が現地に生息する可能性があるのであれば、その希少動植物の存在を確認するとともに、希少動植物の生息・生育環境を確認する
社会的条件	アクセス道路	・アクセスの容易性の確認	・候補地内及び周辺を踏査しアクセス道路の有無やアクセス道路を拡張、整備する場合の容易性を確認する
	水利用	・水利用の確認	・候補地内及び周辺を踏査し水利用の状況を確認する
	集落・公共施設	・集落・公共(民間)施設の存在状況の確認	・候補地内及び周辺を踏査し集落・公共施設・民間施設等の存在状況を確認する
その他	空間線量	・施設整備前の空間線量(バックグラウンド値)の取得	・候補地内で線量計により1m高さの空間線量を測定する